○外務省告示第二百七十三号

平成二十二年五月十八日にキンシャサで、キンシャサ大学病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　キンシャサ大学病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億二千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年九月三十日まで

4　署名者

日　本　側　藤田和彦在コンゴ民主共和国臨時代理大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

○外務省告示第二百七十四号

平成二十二年五月十八日にキンシャサで、キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十三億五千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　藤田和彦在コンゴ民主共和国臨時代理大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

○外務省告示第二百七十五号

平成二十二年五月十八日にキンシャサで、ンガリエマ浄水場拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　ンガリエマ浄水場拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十六億三千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　藤田和彦在コンゴ民主共和国臨時代理大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

平成二十二年五月三十一日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○トン
四	四〇一トン
五	○トン
六	○トン
七	一・二五トン
八	○トン
九	一、四三一トン
一〇	一二五トン
一一	二二八トン
一二	六、〇三三トン
一三	二三三、二三五トン
一四	一三〇、〇四七トン
一四の二	九、五六七トン
一五	五〇トン
一六	二六四トン
一七	四、八二一トン
一八	五〇四トン
一九	三七トン
二〇	一トン
二一	二、四三五トン
二二	二三三トン
二三	二七六トン
二四	五トン
二五	○トン
二六	七四トン
二七	一四二トン
二八	○トン
二九	三七トン

○財務省告示第百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万七百五十六トン

二　冷凍牛肉　二万三千四百七十トン

○財務省告示第百八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六万六千百九十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　六万六千百九十九トン

○財務省告示第百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十一年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十四トン

二　冷凍牛肉　三十二万三千九百二十四トン

○財務省告示第百八十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十一年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

八十三万九千八百十二トン